

## 平成28年度 第8回全体庁議（11月7日開催）

区分	審議・報告	案件名 (担当部)	(2) 帯広市まちづくり基本条例の点検結果と今後の取組について [政策推進部]
----	-------	--------------	--

### ■ 提案・報告の趣旨

「帯広市まちづくり基本条例(平成19年施行)」は、5年を超えない期間ごとに適合状況等を点検することとしており、前回の点検から5年目にあたる今年度、点検を進めてきた。去る8月25日に市民検討委員会における検討結果が「提言書」として市に提出されたことから、これを踏まえ、条例の点検結果と市の今後の取り組みの考え方をまとめ、総務委員会に報告しようとするもの。

### ■ 提案・報告の主な内容(概要)

- 「帯広市まちづくり基本条例」は、市民・市長・市職員それぞれの責務や市民参加、行政運営など、協働のまちづくりに取り組む上での基本的な事項を定めたもの。
- 基本条例第24条には、5年を超えない期間ごとに各条項等の適合状況等を検討することが規定されており、前回の検討から5年目にあたる今年度に、市民10名からなる「市民検討委員会」を設置し、条例見直しの必要性について検討していただいた。
- 今般、市民検討委員会において検討結果が取りまとめられ、平成28年8月25日に「提言書」として市に提出された。
- 市民検討委員会による検討の結果は、条例改正の必要はないという結論であったが、基本条例に基づく取り組みを進めるにあたって、市が留意すべき点について提言をいただいた。
- 市民検討委員会の検討結果を踏まえ、市では基本条例の改正は行わないこととし、提言を踏まえた今後の取組の考え方をまとめ、総務委員会に報告するもの。

### ■ 今後のスケジュール

- ・ 平成28年11月18日 市議会総務委員会へ報告

### ■ 審議結果

- ・ 同内容で、11月18日に総務委員会へ報告することで了承された。

### ■ その他、指摘事項等

- ・ 特になし